⑸　定期的に全都道府県を対象とする防疫演習を開催し、問題点の把握とその解消を図る。
⑹　発生時に直ちに防疫専門家等を現地に派遣できるよう、常に派遣体制を整え、あらかじめ派遣候補者のリストアップを行う。
⑺　周辺国で分離されたウイルスに対して有効なワクチンに関する情報を収集した上で、必要な事態になったときに活用できる可能性の高いワクチンを検討し、必要十分な量を備蓄する。なお、口蹄疫ウイルスには様々な血清型があり、同じ型であっても流行株の変異が進めばワクチンの効果が期待できなくなることがあるため、現在の口蹄疫ワクチンでは、
①　備蓄しているワクチンが常に有効であるとは限らないこと
②　感染の完全防御はできないといった性能の限界があること
等について十分周知する。
⑻　豚に感染した場合に排出されるウイルス量を軽減する抗ウイルス資材についても、必要十分な量を備蓄する。

2　都道府県の取組
⑴　１の⑴により海外における最新の発生状況に関する情報の提供を受けた場合には、速やかに、ファクシミリ、電話、電子メール、郵送等により全ての家畜の所有者及び関係団体に周知する。
⑵　家畜の所有者の防疫に対する意識を高め、飼養衛生管理基準を確実に遵守させるために、家畜の所有者（鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししにあっては、５頭以上の家畜の所有者）を対象として、定期的に次の措置を実施する。
①　法第51条に基づく農場への立入検査（原則として、年１回以上実施する。）
②　研修会の開催
また、特に大規模所有者（牛（月齢が満24月以上（肥育牛（乳用種の雄牛及び交雑種の牛に限る。以下②において同じ。）にあっては、満17月以上）のものに限る。）及び水牛にあっては200頭以上、牛（月齢が満４月以上満24月未満（肥育牛にあっては、満４月以上満17月未満）のものに限る。）、鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししにあっては3,000頭以上の家畜の所有者をいう。）については、法第52条の規定に基づき、担当獣医師から飼養衛生管理の状況を定期的に都道府県に報告させるなど、十分な指導を行う。
⑶　飼養衛生管理基準を遵守していない家畜の所有者に対しては、随時、法に基づく指導・助言、勧告及び命令を行う。
⑷　口蹄疫の発生国からの入国者が訪れる可能性の高いホテル、ゴルフ場等の施設に対して、出入口での消毒を行うよう要請する。
⑸　家畜の所有者ごとに、口蹄疫が発生した場合の初動防疫に必要な情報（農場の所在地、畜種、飼養頭数、埋却地等の確保状況等）を把握する。
⑹　移動制限区域内の農場等が瞬時に把握できるよう、地図情報システム等を活用して農場の所在地を整理する。
⑺　発生時に円滑かつ迅速に初動防疫対応を実施することができるよう、防疫に必要な人員の確保、消毒ポイントの設置場所の調整、衛生資材及び薬品等の備蓄、重機等の調達先の確認、死亡獣畜保管場所の確保等を行う。
⑻　家畜の所有者に対する指導及び発生時の円滑な初動対応に必要な家畜防疫員の確保に努める。常勤の家畜防疫員を確保した上で、一時的又は緊急に必要な場合は非常勤の家畜防疫員の確保が行えるよう、獣医師会等と協議してリストアップを行うとともに、発生時にと殺等を円滑に実施できるよう、偶蹄類動物の取扱いに慣れた保定者のリストアップを行う。
また、他の都道府県で発生した場合に応援で派遣する家畜防疫員のリストアップを行う。
⑼　発生時には、市町村、警察、自衛隊、獣医師会、生産者団体等の協力が必要となることを踏まえ、これら市町村、関係機関及び関係団体との連絡窓口の明確化、地域の家畜の飼養状況等の情報共有等を行い、連携体制を整備する。
⑽　家畜の所有者の埋却地等の事前確保が十分でない場合は、次の措置を講ずる。
①　当該家畜の所有者に対し、利用可能な土地に関する情報等を提供する。
②　市町村、関係機関及び関係団体と連携し、地域ごとに、利用可能な公有地を具体的に決定する。なお、都道府県知事は、法第21条第７項の規定に基づき、特に必要があると認めるときは、農林水産大臣及び市町村長に対し、協力を求める。
③　焼却施設又は化製処理施設（以下「処理施設」という。）が利用可能な場合には、処理施設をリストアップし、あらかじめ発生時の利用について処理施設及び処理施設の所在地を管轄する地方公共団体と調整する。
④　公有地又は処理施設への移動方法及び移動ルートを決める。また、必要に応じ、地域住民への説明を行う。
⑾　都道府県畜産主務課の防疫責任者の在任期間の長期化に努め、防疫責任者が異動する場合には、十分な引継期間を確保する。

3　市町村・関係団体の取組
⑴　２に規定する都道府県の取組に協力する。
⑵　家畜の所有者が行う発生予防の取組に対する支援を行う。

第３　異常家畜の発見及び検査の実施
1　家畜の所有者等から届出を受けたときの対応
都道府県は、家畜の所有者又は獣医師から、口蹄疫を疑う症状を呈している家畜を発見した旨の届出を受けた場合には、農林水産省消費・安全局動物衛生課（以下「動物衛生課」という。）に報告するとともに、直ちに家畜防疫員を現地の農場に派遣する。
また、届出者等に対し、当該農場の飼養家畜及び家畜の死体の移動自粛等の必要な指導を行う。

2　都道府県による臨床検査
⑴　家畜防疫員は、１の農場に到着した後、車両を当該農場の敷地外に置き、防疫服を着用して畜舎に入り、異常家畜及び同居家畜の鼻腔、口唇、口腔、舌、蹄部、乳頭部等を中心とした徹底した臨床検査を行う。その際、全ての異常家畜（異常家畜が多数の場合は、代表的な数頭）の病変部位及び症状の好発部位をデジタルカメラで鮮明かつ多角的に撮影する。
⑵　家畜防疫員は、臨床検査が終了し次第、当該農場又は最寄りの事務所から、症状に関する報告及び写真を都道府県畜産主務課に電子メールで送付する。
⑶　都道府県畜産主務課は、家畜防疫員による臨床検査の結果、次のいずれかの症状（以下「特定症状」という。）を確認した場合には、異常家畜の写真及び同居家畜の状況等の情報を添えて、直ちに動物衛生課に報告する。
①　39.0℃以上の発熱及び泡沫性流涎、跛行、起立不能、泌乳量の大幅な低下又は泌乳の停止があり、かつ、その口腔内、口唇、鼻腔内、鼻部、蹄部、乳頭又は乳房（以下「口腔内等」という。）に水疱、びらん、潰瘍又は瘢痕（外傷に起因するものを除く。以下「水疱等」という。）があること（鹿にあっては、39.0℃以上の発熱があり、かつ、その口腔内等に水疱等があること。）。
②　同一の畜房内（１の畜房につき１の家畜を飼養している場合にあっては、同一の畜舎内）において、複数の家畜の口腔内等に水疱等があること。
③　同一の畜房内において、半数以上の哺乳畜（１の畜房につき１の哺乳畜を飼養している場合にあっては、同一の畜舎内において、隣接する複数の畜房内の哺乳畜）が当日及びその前日の２日間において死亡すること。ただし、家畜の飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等口蹄疫以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りでない。

3　検体の送付
⑴　都道府県は、２の農場で飼養されている家畜が次のいずれかに該当する場合には、当該家畜の口腔内等における水疱等から採取した水疱液及び上皮、病変部スワブ並びに当該家畜の血液を検体として、適切に採材し、動物衛生課とあらかじめ協議した上で、当該検体を独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所（以下「動物衛生研究所」という。）に送付する。
①　特定症状を呈している家畜が複数の畜房内で確認された場合